

**音楽教室での演奏は演奏権侵害に当たるか（音楽教室事件）**

- 【文献種別】 判決／東京地方裁判所  
【裁判年月日】 令和2年2月28日  
【事件番号】 平成29年（ワ）第20502号、平成29年（ワ）第25300号  
【事件名】 音楽教室における著作物使用にかかわる請求権不存在確認事件  
【裁判結果】 請求棄却  
【参照法令】 著作権法22条  
【掲載誌】 判例集未掲載  
◆ LEX/DB 文献番号 25570993

東洋大学教授 安藤和宏

**事実の概要**

原告ら（法人249社、個人2名）が運営する音楽教室では、原告が法人の場合は当該法人と雇用契約または準委任契約を締結した教師が、原告が個人の場合は原告自らが、原告らと受講契約を締結した生徒に対して、生徒から受講料を収受して、楽器の演奏技術を教授していた。原告らが設営した音楽教室における演奏形態は、教師と生徒が1対1の個人レッスン、または1対最大10名程度以下のグループレッスンにおいて、教師と生徒が課題曲を演奏するというものであった。なお、音楽教室の中には、教師が生徒の居宅において、1対1の個人レッスンを行うものもあった。

著作権等管理事業法に基づく著作権管理事業者である被告（一般社団法人日本音楽著作権協会、以下JASRACという）は、被告の管理する著作物の演奏等について、音楽教室や歌唱教室等からの著作権使用料の徴収業務を2018年1月1日から開始することとし、平成29年6月7日に文化庁長官に対して、使用料規程「音楽教室における演奏等」の届出を行った。この規程によると、年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の年額使用料は、1施設あたり受講収入算定基準額の2.5%であった。

これに対して、原告らは音楽教室における楽曲の使用（教師及び生徒の演奏並びに録音物の再生）は「公衆に直接……聞かせることを目的」とした演奏（著作権法22条）に当たらないことなどから、被告は原告らの音楽教室における被告の管理する

楽曲の使用にかかわる請求権（著作権侵害に基づく損害賠償請求権または不当利得返還請求権）を有しないと主張して、被告に対して、同請求権の不存在確認を求めた。東京地方裁判所は、以下の通り判示して、原告らの請求を棄却した。

**判決の要旨****1 利用主体について****(1) 一般論**

「原告らの音楽教室のレッスンにおける教師及び生徒の演奏は、営利を目的とする音楽教室事業の遂行の過程において、その一環として行われるものであるところ、音楽教室事業の上記内容や性質等に照らすと、音楽教室で利用される音楽著作物の利用主体については、単に個々の教室における演奏の主体を物理的・自然的に観察するのみではなく、音楽教育事業の実態を踏まえ、その社会的、経済的側面も含めて総合的かつ規範的に判断されるべきであると考えられる。かかる観点からすると、原告らの音楽教室における音楽著作物の利用主体の判断に当たっては、利用される著作物の選定方法、著作物の利用方法・態様、著作物の利用への関与の内容・程度、著作物の利用に必要な施設・設備の提供等の諸要素を考慮し、当該演奏の実現にとって必要な行為がその管理・支配下において行われているか否かによって判断するのが相当である（クラブキャッツアイ事件最高裁判決、ロクラクⅡ事件最高裁判決参照）。また、著

作物の利用による利益の帰属については、上記利用主体の判断において必ずしも必須の考慮要素ではないものの、本件における著作物の利用主体性の判断においてこの点を考慮に入れることは妨げられないと解すべきである（ロクラクⅡ事件最高裁判決の補足意見参照。）

#### (2) 利用される著作物の選定方法

「音楽教室において利用される音楽著作物である課題曲の選定が演奏の実現にとって重要な行為であることはいうまでもないところ……音楽教室で演奏させる課題曲は、音楽教室事業者である原告らの作成したレパートリー集等の中から選定され、このようなレパートリー集を有しない原告らについては、同原告らと雇用契約又は準委任契約を締結し、同原告らと同視し得る立場にある教師によって選定されることになるので、音楽教室のレッスンで演奏される課題曲の選定については、原告らの管理・支配が及んでいるといえることができる。」

#### (3) 著作物の利用方法・態様

「音楽教室においては、教師が演奏する場合と生徒が演奏する場合があるが、教師は、原告らとの雇用契約又は準委任契約に基づき、その義務の履行としてレッスンを行うので、音楽教室において教師のする演奏及び録音物の再生については、教師に一定程度の裁量があるとしても、原告らの管理・支配が及ぶといえるべきである。また、個人の原告については、教師は同原告自身であるから、教師の演奏について同原告の管理・支配が及ぶことは明らかである。」

「音楽教室における演奏態様は演奏行為そのものであるから、演奏行為にとって重要であることはいうまでもないところ……音楽教室における生徒の演奏は、原告らと同視し得る教師の指導に従って行われるものなので、その演奏について原告らの管理・支配が及んでいるといえることができる。」

#### (4) 著作物の利用への関与の内容・程度

「原告ヤマハ、原告河合及び原告レザルについては、教師の能力の維持・向上や生徒に対する指導方針・内容に対する関与の程度は高いといえることができるが、教師に対する指導マニュアルの作成や研修等が行われていない原告らについても、教師がその委任者又は雇用者の指導理念や方針等

に従った指導を行うのは当然であるので、その生徒に対し、同各原告らの指導理念や方針に従った指導が行われていると推認するのが相当である。」

#### (5) 著作物の利用に必要な施設・設備の提供

「音楽教室における音楽著作物の演奏については、当該演奏を行う施設（教室）及び演奏に必要な設備（音響設備、録音物の再生装置等）の確保が不可欠であるが……原告らが地域等を選定した上でその費用において教室を設営し、当該教室において同原告らが備付けた設備・装置を使用して行われるものであると認められる。そうすると、著作物の利用に必要な施設、設備等についても、原告らの管理・支配が及んでいるといえることができる。」

#### (6) 著作物の利用による利益の帰属

「音楽教室事業における演奏技術の指導にとりて、教師及び生徒が音楽著作物の演奏をすることは不可欠であり、かかる演奏をすることなく演奏技術を教授することは困難であることに照らすと、音楽教室の生徒が原告らに対して支払うレッスン料の中には、教師の教授料のみならず、音楽著作物の利用の対価部分が実質的に含まれているといえるべきである。したがって、音楽教室における音楽著作権の利用による利益は原告らに帰属していると認めるのが相当である。」

## 2 原告らからみて生徒は「公衆」に当たるか

「著作権法 22 条に基づき演奏権について著作権者の権利が及ばないのは、演奏の対象が『特定かつ少数の者』の場合であるところ、『特定』の者に該当するかどうかは、利用主体との間に個人的な結合関係があるかどうかにより判断すべきである。……原告らが経営する音楽教室は、受講申込書に所定事項を記入するなどして受講の申込みをし、原告らとの間で受講契約を締結すれば、誰でもそのレッスンを受講することができるので、原告らと当該生徒が本件受講契約を締結する時点では、原告らと生徒との間に個人的な結合関係はない。……したがって、音楽教室における生徒は、利用主体たる原告らにとって、不特定の者であり、また、多数の者にも当たるから、『公衆』に該当する。」

## 判例の解説

### 一 はじめに

本件は、音楽教室における教師と生徒の演奏が著作権法 22 条に規定する演奏権の侵害となるかが争われたものである。JASRAC による音楽教室における演奏に対する著作権使用料の徴収方針に対して、大手の音楽教室の運営会社が 2017 年 2 月に「音楽教育を守る会」を結成し、著作権使用料の徴収に反対する署名活動を行ったところ、57 万人以上の署名が集まったことや JASRAC の会員である著名な作家らが反対意見を表明したことも大きなニュースとなった。本件には「音楽教室における演奏が『聞かせることを目的』とするものであるか」を含め、多くの争点が存在するが、本稿では、①音楽教室における演奏の利用主体は誰か、②当該演奏は「公の演奏」に当たるのかという 2 つの争点に絞って解説する。

### 二 検討

#### 1 音楽教室における演奏の利用主体

本判決は、クラブキャッツアイ事件最高裁判決（最判昭 63・3・15 民集 42 卷 3 号 199 頁）とロクラク II 事件最高裁判決（最判平 23・1・20 民集 65 卷 1 号 399 頁）を参照して、①利用される著作物の選定方法、②著作物の利用方法・態様、③著作物の利用への関与の内容・程度、④著作物の利用に必要な施設・設備の提供を考慮し、音楽教室における演奏の実現にとって必要な行為がその管理・支配下において行われているかという判断基準を使用した。この必要な行為論といわれる判断基準は、すでに Live Bar 事件（知財高判平 28・10・19 平成 28 年（ネ）第 10041 号）で採用されているものである。

本件における実際の演奏者は、①運営者が法人の場合の教師、②個人事業者である教師、③生徒に分けられる。しかしながら、本判決はこれらを区別せずに、必要な行為論を用いて演奏の利用主体についての判断を行った。これに対しては、原告が法人の場合、必要な行為論を使わず、端的に手足論を使って判断すればよく、また個人事業者の場合、事業者自身が物理的な演奏者なのであるから、規範的な解釈を行う必要はないという的確な指摘がなされている<sup>1)</sup>。評釈者も教師による演

奏の利用主体は音楽教室であることに異論はないが、以下に述べる通り、生徒による演奏の利用主体を音楽教室とすることには到底首肯できない。

本判決は Live Bar 事件判決と同じく、必要な行為論の当てはめにおいて、音楽教室における演奏に関係する原告らの行為をすべて取り上げ、具体的な理由を述べることなく、原告らは演奏実現のための「必要な行為」を行っている結論づけている。しかしながら、次に示す通り、原告らの行為はせいぜい生徒による演奏を容易にするための環境整備に留まるものであり、必要な行為にはほど遠いものである。

まず、判決では「音楽教室において利用される音楽著作物である課題曲の選定が演奏の実現にとって必要な行為」としているが、この理によると、コンサートにおける演奏曲目を選定する者は利用主体となる可能性がある。たとえば、アーティストが来場客のリクエストした曲を演奏する場合、当該客が演奏の利用主体となるとは誰も思わないだろう。このように課題曲の選定と演奏行為には大きな隔りがあり、これを演奏実現のための必要な行為とする認定には無理がある。さらに課題曲を受講生のリクエストによって決める音楽教室が少なくないことにも留意すべきである。

次に判決では「音楽教室における生徒の演奏は、原告らと同視し得る教師の指導に従って行われるものなので、その演奏について原告らの管理・支配が及んでいる」ことを、生徒の演奏の利用主体が原告らになる理由の一つに挙げている。しかし、この理によると、大学や民間のオーケストラ・サークルや合唱サークルが外部講師に謝礼を払って指導してもらった場合、外部講師がメンバーによる演奏・歌唱の利用主体となるため、非営利目的や無報酬を要件とする著作権法 38 条 1 項の適用を受けることができず、著作権者から許諾を得なければならなくなる。

さらに判決では「音楽教室における音楽著作物の演奏については、当該演奏を行う施設（教室）及び演奏に必要な設備（音響設備、録音物の再生装置等）の確保が不可欠」であることを原告らが利用主体である理由の一つに挙げている。しかし、この理によると、レンタル・スタジオや共有スペース等の演奏可能な施設を提供する事業者は、当該施設における演奏の利用主体になってしまう<sup>2)</sup>。

また、生徒の居宅でレッスンを行う場合、施設・設備等に対して、原告らの管理・支配が及んでいないことにも留意すべきである。

このように本判決は、音楽教室における生徒による演奏の実現にとって、重要な行為が原告らの管理・支配下において行われていることを論理的に示していない。本判決が Live Bar 事件判決の規範にあった「単に第三者の演奏を容易にするための環境等を整備しているにとどまらず」という文言を省いたことも、本判決の説得力を大きく弱めている。結論としては、生徒による演奏の利用主体は、あくまでも生徒自身であり、著作権法 38 条 1 項により、生徒の演奏に対しては、被告の許諾を得る必要がないと解釈すべきである。

このような批判を受けることを予想してか、判決はロクラクⅡ事件最高裁判決の補足意見を参照し、「本件における著作物の利用主体性の判断においてこの点を考慮に入れることは妨げられない」として、受講料収入が原告らに帰属していることを原告らが音楽教室における演奏の利用主体となる理由の一つに挙げている。Live Bar 事件でも、裁判所は利益の帰属を利用主体の判断要素に組み入れたが、重要な行為論の補強材料として、利益の帰属が使われ始めているといえよう。

## 2 音楽教室における演奏は「公の演奏」に当たるのか

次に、原告らが音楽教室における教師による演奏の利用主体であるという前提に立つと、教師の生徒に対する演奏が「公の演奏」に当たるのかの問題となる。本判決は、『特定』の者に該当するかどうかは、利用主体との間に個人的な結合関係があるかどうかにより判断すべき」とし、原告らが経営する音楽教室は誰でも受講することができ、生徒が受講契約を締結する時点では、原告らと生徒との間に個人的な結合関係がないことを理由に、原告らから見て生徒は「不特定」に該当するとした。これは社交ダンス教室事件（名古屋高判平 16・3・4 判時 1870 号 123 頁）が定立した判断基準である。利用主体との間に個人的な結合関係があるかどうかという規範自体は妥当であると思われるが、その判断基準時を原告らと生徒が受講契約を締結する時点としたことは疑問である。

この理によると、受講契約時には個人的な結合

関係がなかったが、その後、長期間にわたって受講した結果、たとえ教師と生徒が婚姻関係になったとしても、永久に公衆として扱われることになる<sup>3)</sup>。また、一般的な学校は、個人的な結合関係がない子を生徒や学生として受け入れるが、学校から見て生徒や学生は「特定」に当たるというのが、社会通念上の理解ではないだろうか。加えて、入会資格を設けていない団体やサークルは無数にある。

つまり、利用主体との間に個人的な結合関係があるかどうかの判断基準時を、原告らと生徒が受講契約を締結する時点に置くことに問題がある。とりわけ、音楽教室のように、教師と生徒が長期間にわたって師弟関係が継続する場合、実態に基づいて、個人的な結合関係があるとし、生徒も 10 名以下であるなら「少数」として、音楽教室における教師の演奏に対しては、演奏権が及ばないと解すべきであろう。

## 三 おわりに

評釈者は、かつてロクラクⅡ事件最高裁判決の「重要な行為」は規範的利用主体論のマジックワードになりうると警鐘を鳴らしたことがあるが、本判決によってこれが杞憂ではないことが明らかになった<sup>4)</sup>。規範的利用主体とされる者による演奏行為に対する関与をすべて羅列し、なぜ当該関与が重要な行為となるかを具体的に説明せずに、利用主体と結論づけることは、法的安定性や予測可能性を著しく低下させるものであり、首肯することは到底できない。重要な行為論が際限なく権利範囲を拡大させる道具として使われることに強い懸念を抱きつつ、今後の議論の深化に一縷の望みをつなげたい。

### ●注

- 1) 上野達弘「音楽教室と著作権」L&T88 号 (2020 年) 28 頁。
- 2) 安藤和宏「判批」東洋法学 60 巻 3 号 (2017 年) 66 頁以下。橋本阿友子「音楽教室裁判にみる著作権法の諸問題」ジュリ 1547 号 (2020 年) 82 頁も参照。
- 3) 橋本・前掲注 2) 83 頁、上野・前掲注 1) 26 頁参照。
- 4) 安藤和宏「判批」著作権判例百選〔第 6 版〕(2019 年) 175 頁。